

○通所介護事業運営規程 (平成 13 年 4 月 1 日制定)

改正	平成 14 年 2 月 21 日	平成 15 年 3 月 12 日	平成 16 年 3 月 15 日	平成 17 年 3 月 25 日
	平成 17 年 9 月 22 日	平成 18 年 3 月 28 日	平成 22 年 3 月 1 日	平成 24 年 8 月 28 日
	平成 25 年 11 月 15 日	平成 29 年 3 月 8 日	令和 2 年 1 月 29 日	令和 3 年 2 月 24 日
	令和 3 年 7 月 13 日	令和 6 年 1 月 9 日	令和 6 年 7 月 1 日	令和 7 年 2 月 14 日
	令和 7 年 7 月 23 日			

(目的)

第 1 条 この事業は、組合が行う指定第 1 号通所事業および指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の生活相談員その他の従業者（以下「従業者」という。）が要介護状態及び要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある利用者に対して、適正な指定第 1 号通所サービスおよび指定通所介護（以下「指定通所介護」という。）の提供を行うことにより要介護状態等の利用者及びその家族が安心して日常生活が営まれることを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 この組合は、要介護状態等の高齢者に対して、次の指定通所介護サービスを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の向上をはかるとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

1 指定第 1 号通所事業

要支援状態の利用者に対して、利用者の自立を支援し、その家族とともに安心して日常生活が営めるよう生活の質の向上に資することを目的として、必要な日常生活の世話（口腔機能の向上を含む）及び機能訓練を行う指定第 1 号通所サービスを提供する。

2 指定通所介護事業

要介護状態の利用者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的として、必要な日常生活上の世話（口腔機能の向上を含む）及び機能訓練を行う指定通所介護サービスを提供する。

② この組合は、利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。

③ この組合は、地域福祉の向上のため、市町、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他保健・医療機関と密接に連携する。

(事業所の名称、所在地)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
J Aたじま豊岡東デイサービスセンター	豊岡市大篠岡 962 - 2
J Aたじま七釜デイサービスセンター	美方郡新温泉町七釜 678 - 2

(事業の実施地域)

第 4 条 J Aたじま豊岡東デイサービスセンターの通常の事業の実施地域は、この組合の地区である豊岡市とし、J Aたじま七釜デイサービスの通常の事業の実施地域は、この組合の地区である新温泉町と香美町とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 この組合は次の職種に要員を配置し、職務を遂行する。

1 管理者

- (1) 専らその職務に従事する常勤の管理者を1名配置する。また、この事業の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の職務と兼務することができる。
- (2) 管理者は、本規程の目的及び方針を達成するため、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに必要な指揮命令を行わなければならない。

2 生活相談員

- (1) 指定通所介護の単位ごとに、そのサービスの提供を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護サービスの提供に当たる生活相談員を1名以上配置する。
- (2) 利用申し込みに係る調整、通所介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定通所介護サービスの提供に当たるものとする。

3 看護師

- (1) 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護サービスの提供に当たる看護職員を1名以上配置する。
- (2) 看護職員は、看護師、准看護師の資格を有する者とし、本事業の他の職務と兼務することができる。
- (3) 指定通所介護サービスの提供に当たるものとする。

4 介護職員

- (1) 指定通所介護の単位ごとに始の休日は、12月31日～翌年1月3日とする、提供時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護サービスの提供に当たる介護職員を厚生労働省令に定める基準により1名以上配置する。
- (2) 指定通所介護サービスの提供に当たるものとする。

5 機能訓練指導員

- (1) 機能訓練指導員を1名以上配置する。ただし、この事業所の他の職務と兼務することができる。
- (2) 機能訓練指導員は、理学療法士、作業療法士、看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師等の資格を有する者とする。
- (3) 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行うものとする。
- (4) 機能訓練指導員は、他の従業者と共同して、機能訓練や運動器の機能向上サービスを行うものとする。

6 調理員

調理員は、必要に応じて1名以上配置し、利用者の昼食の調理を行う。

7 運転手

運転手を必要に応じて1名以上配置し、利用者送迎を行う。

8 事務員

事務員を兼務で1名配置し、必要な事務を行う。

② 生活相談員又は介護職員のうち1名以上は、常勤とする。

(営業日、営業時間及び休日)

第6条 営業日、営業時間及び休日は次のとおりとする。ただし、この組合が特別に定めたときはこの限りではない。

1 営業日について、豊岡東デイサービスは月曜日から土曜日までとし、日曜日、年末年始は休日とする。

七釜デイサービスは月曜日から土曜日までとし、日曜日、年末年始は休日とする。

- 2 営業時間は、8時30分から16時45分までとする。
- 3 年末、年始の休日は、12月31日～翌年1月3日とする。

(指定通所介護の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、指定第1号通所事業所および指定通所介護事業所合計で1日当たり次のとおりとする。

名 称	定 員
J Aたじま豊岡東デイサービスセンター	35名
J Aたじま七釜デイサービスセンター	30名

(事業の内容)

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

- 1 生活指導（相談援助等）
- 2 運動器機能向上・機能訓練（日常動作訓練）
- 3 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）
- 4 介護方法の指導（家族介護教室）
- 5 健康状態の確認
- 6 送迎
- 7 給食サービス
- 8 入浴サービス
- 9 口腔機能向上サービス

(利用料及びその他の費用の額)

第9条 指定通所介護サービスを提供した際の利用料等の額は次のとおりとする。

- 1 指定第1号通所事業の利用料は地域支援事業実施要領により市町村が定める額とし、指定通所介護の利用料は介護報酬の告示上の額とする。
- 2 利用者の選定により通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用は、片道おおむね10km未満まで無料、10km以上15kmまで500円、15km以上5km増すごとに500円を加算する。
- 3 食費等は、1日当たり750円とする。
- 4 おむつ代
- 5 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、当該利用者による負担が適当と認める費用。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じたとき及びその他必要なときに、速やかに主治医への連絡を行うものとする。

(安全管理)

第11条 従業者は、指定通所介護サービスを提供している間、利用者に危険が生じないよう、安全に指定通所介護サービスを提供するよう努めるとともに、その管理体制を整備しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 この組合は、災害に際して、消防法施行規則第3条に基づく計画を策定するとともに、消防設備の設

備や定期的に避難、救助その他必要な訓練を行うなど、万全の対策を期する。

(設備及び備品)

第13条 この事業の運営を行うために、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務所を有するほか、提供に必要なその他の設備及び備品を備えるものとする。

(利用申込者への内容及び手続きの説明及び同意)

第14条 この組合は、サービスの提供の開始に際して、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、文書で利用申込者の同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第15条 この組合は正当な理由なく指定通所介護サービスの提供を拒むことは出来ない。

(要介護認定の申請に係わる援助)

第16条 指定通所介護サービスの提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

② 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第17条 この組合は、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めたときに、居宅介護支援事業者に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介する。

(受給資格等の確認)

第18条 この組合は、指定通所介護の提供を認められたときに、次により確認して対応する。

- 1 利用者の提示する被保険者証により、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認する。
- 2 被保険者証に認定審査会の意見等が記載されているときは、その指示にしたがって指定通所介護の提供をする。
- 3 利用者が要介護認定を受けてないときは、利用者の意向を踏まえて申請の援助を行う。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第19条 この組合は、指定通所介護の提供の開始に当たって、居宅介護支援事業者その他保健、医療又は福祉サービスを提供するものと密接な連携に努め、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療又は福祉サービスの利用状況の把握に努める。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第20条 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供は、次により行う。

- 1 利用者が居宅サービス計画を策定しているときは、その計画に沿って指定通所介護を提供する。
- 2 利用者が居宅サービス計画の変更を希望するときは、居宅介護支援事業者に連絡する等の必要な援助を行う。

3 利用者が居宅サービス計画を作成していないときは、利用者が計画を策定できるよう居宅介護支援事業者の情報を提供する等の援助を行う。

(介護予防通所介護計画及び通所介護計画の作成)

第21条 利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した、介護予防通所介護計画および通所介護計画（以下「通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

1 指定通所介護サービスの提供に際し、既に居宅サービス計画が作成されているときに、その内容に沿つて作成する。

2 管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

3 管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付する。

4 通所介護従事者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(介護予防のための効果的な支援)

第22条 指定第1号通所サービスを提供するに当たり、次の基本方針と具体的方針に基づき、指定第1号通所サービスを提供しなければならない。

1 基本方針

(1) 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に関するサービスの提供を行うこと

(2) 利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うこと

(3) 利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこと

2 実施手順に関する具体的方針

(1) サービスの提供の開始にあたり利用者の心身の状態等を把握すること

(2) 個々のサービス目標、内容、実施期間を定めた個別計画を策定すること

(3) 個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をすること

(4) モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告すること

(利用料の徴収)

第23条 居宅サービス計画を策定しているとき（法定代理受領サービスの場合）は、サービスを提供した際に、利用者より利用者自己負担分の支払いを受ける。

② 法定代理受領以外サービスは、サービスを提供した際に、利用者にサービスにかかる費用の支払いを受け、提供したサービス内容、費用の額等を記載したサービス提供記録書を利用者に交付する。

(サービス提供記録の記載)

第24条 この組合は、指定通所介護を提供した際に、被保険者証に添付される記録書に提供日、内容、保険給付の額を記載する。

② この組合は、指定通所介護を提供したときに、提供した具体的な内容を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供する。

(利用者に関する市町への通知)

第25条 利用者が、次のいずれかに該当するときは、意見を付して市町に通知する。

- 1 正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき
- 2 偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき
(サービスの終了)

第26条 この組合は、指定通所介護サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療系サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(研修の実施)

第27条 通所介護従業者の資質向上、介護技術向上のために、適切な研修を行う。

- 1 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- 2 繼続研修 年2回以上
(衛生管理等)

第28条 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用の水については、衛生上必要な措置を講ずる。

- ② 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。
(秘密保持等)

第29条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- ② 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- ③ 利用者及び利用者家族の個人情報を事業所内部での利用、他の事業所等への情報提供等で用いるときは、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得る。

(掲示、開示)

第30条 この組合は、当該事務所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制等の重要事項を掲示する。

- ② この組合は、行政庁が実施する「介護サービス情報公表制度」に基づき、当事業所の事業内容等に関する情報を開示する。
- ③ この事業については、事実に基づき、適正な広報をすることができる。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第31条 居宅介護支援等事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益供与を禁止するものとする。

(苦情処理)

第32条 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口を設置し、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

- ② 利用者の苦情について、市町、国民健康保険団体連合会から質問・調査があるときは協力し、指導・助言に対して必要な改善を行う。
- ③ 市町、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告する。
(事故発生時の対応)

第33条 利用者に対する指定通所介護提供時に事故が発生した場合は、当該利用者の家族、市町、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な処置を講じる。

- ② 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- ③ この組合は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生したときに、損害賠償を速やかに行う。
- ④ 前項の補償に備えるために、賠償責任担保特約付団体建物火災共済に加入するものとする。

(会計の区分)

第34条 この事業の会計は、その他の事業の会計と区分する。

(記録の保存)

第35条 施設及び設備構造、従業者並びに会計に関する諸記録を整備し、文書規程の定めにより保存する。

- ② 利用者に対する指定通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

1 通所介護計画

2 提供した具体的なサービス内容等の記録

3 市町への通知に関わる記録

4 苦情の内容等の記録

5 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(反社会的勢力の排除)

第36条 利用者または代理人が次のいずれかに該当する場合にはサービスの利用を断るものとする。

またサービス提供後に判明した場合はサービスの提供を停止し、契約の解約をすることとする。

1 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、

暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他の反社会的勢力に該当すると認められること。

2 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

3 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

4 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(虐待防止に関する事項)

第37条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 虐待の防止のための対策等を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2 虐待の防止のための指針を整備する。

3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

4 事業所は、サービス提供中に、介護事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他)

第38条 この規程に定めのない事項については、組合長がこれを決定する。

附 則

1 この規程の改廃は、組合長が行う。

2 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月21日）

この規程の変更は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月12日）

この規程の変更は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 15 日）

この規程の変更は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 25 日）

この規程の変更は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 22 日）

この規程の変更は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日）

この規程の変更は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 1 日）

この規程の変更は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 8 月 28 日）

この規程の変更は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 11 月 15 日）

この規程の変更は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 8 日）

この規程の変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 29 日）

この規程の変更は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 24 日）

この規程の変更は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 13 日）

この規程の変更は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月 9 日）

この規程の変更は、令和 6 年 1 月 25 日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 1 日）

この規程の変更は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 14 日）

この規程の変更は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 7 月 23 日）

この規程の変更は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。